

## 第4回定例会

議案第74号

### 安芸高田市火入れに関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年12月8日

安芸高田市長 藤本 悅志

### 安芸高田市火入れに関する条例の一部を改正する条例

安芸高田市火入れに関する条例(平成16年条例第151号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第1条から第13条まで (略)  (火入れの中止) 第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、 強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意	第1条から第13条まで (略)  (火入れの中止) 第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、 強風注意報、異常乾燥注意報又は

<p><u>報若しくは火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</u></p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる<u>場合又は強風注意報</u><u>若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報</u><u>若しくは火災警報が発令された場合には、速やかに消火しなければならない。</u></p>	<p><u>火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</u></p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる<u>とき、又は強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。</u></p>
<p>第 15 条及び第 16 条 (略)</p>	<p>第 15 条及び第 16 条 (略)</p>

#### 附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。